



# T O K Y O R O P P O N G I R O T A R Y C L U B

東京六本木ロータリークラブ



『ロータリーは分かちあいの心』

～Rotary Shares～  
国際ロータリークラブ会長

発行日 2007年10月22日

No. 12

『一歩一歩進もう』

～Let's Move Forward Step by Step～  
東京六本木ロータリークラブ会長

## W E E K L Y R E P O R T



平成19年10月1日  
講演要旨『どうなる裁判員裁判』  
宇都宮裁判所 所長  
園尾 隆司 様



裁判官3人と国民6人で刑事裁判を行う裁判員制度が2009年春から実施される。新しい制度は、趣旨の説明が進むと徐々に理解が深まるものであるが、裁判員制度は、制度広報がされればされるほど、不安だという声が高まるという珍しい展開をたどっている。

1928年、わが国の先輩は陪審制を実施した。東京地裁の第1号陪審事件は、その年の12月に審理開始となった。放火事件で起訴された21歳の若妻は警察での取調べで自白したが、公判では否認に転じ、「自白すれば10日ほどで帰してやると刑事さんにいわれ、3つになる娘に会いたい一心で自白した」と泣き崩れた。5日にわたる審理の後の陪審員の評決は「無罪」であった。その後15年間にわたって行われたこの事件においても、12人の陪審員は誠実に職務を行ったという記録が残っている。80年前の先輩にやれたことが、後継者である我々にできないはずはない。しかし、不安の声は強い。

不安の原因は3つある。1つは、裁判所と国民の距離が遠く、裁判所に呼び出されただけで足がすくむということ、2つ目は、専門用語が難しいこと、3つ目は、守秘義務を負うことである。

裁判所と国民の距離が遠いのは、裁判官が国民の中に出ていけないことが長く続いたことによるところが大きい。この距離は単に裁判員制度を実施するだけでは埋まらない。現に類似の制度である検察審査会制度が60年間

実施されてきているのに、司法と国民との距離は縮まっていない。これを克服するため、裁判官は出前講義の要請を受けて国民の中に出向くようになってきている。その回数はここ3年間で5000回に上る。裁判員制度施行後も息長くこのような努力を続けて、あの裁判所にはあの裁判官がいるから出向いてみようかという気持ちが国民の中に湧いてくるようにしたい。国民と法曹との会話が進めば、専門用語もやさしく説明できるようになる。

守秘義務は裁判員制度に暗い影を投げかけている。職務上知り得たことは夫婦間でも生涯話してはいけないというものだから、これまで何一つ秘密を持たなかった私たち夫婦の関係も、もうお終いだというような暗い気持ちになる。しかし、守秘義務というのは、評議で誰がどんな意見を述べたのかを明かさないうことであり、その他の経験は、どこで話してもいいし、むしろ裁判員には滅多に選ばれないのだから、職場で経験を話す機会を設けてもらいたいくらいである。この理解が広まれば受け止め方も大きく異なってこよう。

※この講演要旨は、卓話者の園尾隆司様より卓話で話された内容を会員の皆様にご正確にお伝えしたいとのお話が有り、ご本人が執筆されました内容をそのまま掲載致しました。

